

役員報酬規程

制 定：平成 15 年 7 月 1 日
施 行：平成 15 年 7 月 1 日
最終改定：平成 24 年 4 月 1 日

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

役員報酬規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、常勤役員(理事)の報酬について定める。

第2章 報酬

(決定方法)

第2条 定款第30条第1項記載の役員報酬の年間総額は、本規程の別表「役員報酬規程第3条に定める個別役員の報酬」を用いて次式で算出した額を上限とし、理事会の承認を得て評議員会で決議する。

(「第4号俸の月額報酬基準額」+「加減額」の最高加算額)×12ヶ月

(役員の報酬)

第3条 個別役員の報酬は、別表のとおりとし、号俸については評議員会が定めるものとする。

(俸給月額)

第4条 俸給月額とは、名目のいかんを問わず毎月一定額支給されるものの総額を言う。

(報酬改訂)

第5条 職員給与と役員報酬との均衡が不適切になったと判断されるときは、役員報酬の改訂を行うことがある。

(減額処置)

第6条 業績の状況その他必要に応じ、評議員会の決議により、臨時に役員報酬の減額処置を講ずることがある。

(支払日)

第7条 役員報酬は、毎月1日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(支払方法)

第8条 役員報酬は、本人が当財団に届け出た銀行口座に振り込む。

(源泉徴収)

第9条 役員報酬の支払いにあたり、次のものを控除する。

- (1) 所得税、住民税
- (2) 社会保険料
- (3) その他必要なもの

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。